

横浜市災害ボランティア支援センター設置・運営に関する協定書

横浜市（以下「市」という。）、横浜災害ボランティアネットワーク会議（以下「災ボラ会議」という。）及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、災害時に設置される横浜市災害ボランティア支援センター（以下「市センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 横浜市防災計画及び「災害ボランティア受け入れ・派遣体制づくりガイドライン（平成17年11月制定）」に沿って、災害発生時における市センターの設置・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市センターの設置協議・要請）

第2条 市は、市災害対策本部を設置した場合、速やかに市センターの設置について災ボラ会議及び市社協と協議し、要請を行うものとする。

（市センターの設置・運営）

第3条 災ボラ会議及び市社協は、前条の要請を受けたときは、市センターの設置・運営の業務を行いうるものとする。

2 市社協は、市センターの設置・運営において中心的役割を担うものとする。

（市センターの設置・運営への支援）

第4条 市は災ボラ会議及び市社協が前条の活動を円滑に行うため、以下のことを行うものとする。

- (1) 市センターの設置場所を災ボラ会議及び市社協に提供すること。
- (2) 被災に関する情報等を提供すること。

（設置場所）

第5条 市センターの設置場所は、横浜市社会福祉センター内とする。ただし、当該施設がり災し、設置することが困難な場合は、市はこれに代わる場所を確保し、提供するものとする。

（市センター運営に要する経費負担）

第6条 市センター運営に要する経費は原則として市が負担するものとするが、市社協は様々な財源について関係各機関と調整し、確保に努めるものとする。

（資器材等の確保）

第7条 市、災ボラ会議及び市社協は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資器材等を相互に協力して確保するものとする。

（保険）

第8条 災ボラ会議及び市社協は、災害発生後、ボランティアに対し原則として全国社会福祉協議会のボランティア活動保険等への加入を勧め、災害救援活動中に発生した事故については、当該保険等で対応することとする。

（閉鎖）

第9条 市は、災ボラ会議及び市社協と協議し、閉鎖の要請を行うものとする。

(実施細目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定実施について疑義が生じたときは、その都度、市、災ボラ会議及び市社協が協議を行って決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、終了日の 30 日前までに市、災ボラ会議及び市社協が、それぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より 1 年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、市、災ボラ会議及び市社協が各々記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 11 日

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長 林 文 子



横浜市中区桜木町 1-1
横浜市健康福祉総合センター
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会内
横浜災害ボランティアネットワーク会議
代表 吉村 恭二



横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市健康福祉総合センター
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
会長 佐々木 寛志

